

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日本語教育副専攻課程の社会的責務： 日本語教員の素養を持つ非専門家を増やす

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学大学グローバル教育支援機構 公開日: 2021-05-26 キーワード (Ja): 日本語教育, 保障教育, 子どもの教育, 複言語・複文化主義, 日本語教育基本法 キーワード (En): 作成者: 名嶋, 義直 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/48514">http://hdl.handle.net/20.500.12000/48514</a>

# 日本語教育副専攻課程の社会的責務 —日本語教員の素養を持つ非専門家を増やす—

名嶋 義直

琉球大学グローバル教育支援機構

## 要 旨

本稿では、まず日本語教育の必要性を、社会状況／保障教育／子どもの教育／複言語・複文化主義の観点から考察する。そしていわゆる「日本語教育基本法」の制定から日本語教育に対する社会的要請を読み取り、本学の日本語教育副専攻課程の存在意義を考察する。そして最後に、さらにその要請に応えるために取り組むべき課題を挙げ、本学の日本語教育副専攻課程における今後の教育のあり方についてその展開の道筋を整理して示す。

## キーワード

日本語教育、保障教育、子どもの教育、複言語・複文化主義、日本語教育基本法

### 1 日本語教育とは何か

日本語教育ということばを聞いたことがある人は多いと思われるが、いわゆる「国語教育」と同じだと考えている人も少なからずいるようである。そこでまず日本語教育とは何かについて簡単な共通理解を作っておきたい。本稿では、「外国にルーツを持つ人が、世界に存在する言語の中の1つとしての日本語を学ぶこと、またはその人たちに日本語を教えること」を日本語教育と考えることにする。上記の定義の中で単純に「外国人」と書かないのは、日本語教育を必要としている人が「外国人」だけに限らず多様化しているからである。たとえば、国籍は日本人であっても日本以外の国での生活が長くて日本語を十分に習得できなかった人や、親の移動に伴って移住し日本で生活するようになり日本国籍も取得した人などが日本語教育を必要とするといった諸事例がごく普通に存在するからである。また「国語」ではなく「日本語」という言い方をするのは、学ぶ対象はあくまで「言語学的な言語」であって、「国家の言語」というイデオロギーをまとった言語ではないからである。日本語教育は歴史的には植民地政策という国策の一環として行われてきた負の側面がある。その反省も踏まえ、現在では世界の平和・地域の安定、多文化共生のために、日本国内外で展開されている。

### 2 なぜ日本語教育が必要か

#### 2.1 社会保障教育として

世界の平和・地域の安定、多文化共生のためという大義名分的な理由だけではなく、実質的

に見てもいま日本語教育が社会で必要とされている。まず日本在留の外国人数の急増がある。日本における在留外国人数は法務省の発表によると2019年末で293万人を超えている。前年末(273万1,093人)に比べ、20万2,044人(7.4%)増加し、過去最高となったとのことである<sup>i</sup>。長きにわたり日本の在留外国人は、戦前戦中の日本による朝鮮半島植民地支配の歴史に直接的・間接的なルーツを持つ人たちが多くを占め、他にはいわゆる中国残留孤児やインドシナ難民にルーツを持つ人たちなどもいたが、その後は南米諸国からの日系人をはじめ多種多様な国家的・言語的・文化的背景を持つ人が一定期間にわたって日本に在留するようになってきた。そこで必要に応じて、前者をオールドカマー、後者をニューカマーと呼びわけることがある。特に近年はニューカマーと呼ばれる人たちが増えている。しかし、どちらにとっても、自由で健康で文化的な社会生活を営むことを保障するため日本語教育が必要なのである。ニューカマーにとって日本社会において新しく生活を始めるために日本語教育が必要なことは簡単に理解できると思われるが、オールドカマーだからといって日本語が不自由なくできるとは限らず、高齢者や就学機会を得られなかったオールドカマーに対する識字教育などの社会保障教育も重要である。最近では夜間中学で学ぶオールドカマーやニューカマーも増えているという。この点において日本語教育は重要な役割を担っている。

## 2.2 子どもの教育として

上で挙げた在留日本人数の中には子どもたちも含まれる。文科省も外国人児童・生徒に対する施策を実施し学校現場の支援も行っているが<sup>ii</sup>、残念ながらそれは決して充分ではない。日本全国の自治体の中には「学齢期であるにもかかわらず修学していない、外国にルーツを持つ子ども」の数を把握していない自治体があり、ようやく文科省が調査の指針を出したほどなのである<sup>iii</sup>。子どもの日本語教育には大人の日本語教育とは異なる面があり、それが問題を複雑にしている。言語習得の研究によると、言語には「生活言語」という側面と「学習言語」という側面がある。そして、子どもの言語発達では、「生活言語」の獲得よりも「学習言語」の獲得の方が、より多くの時間がかかると言われている。親や友達と意思疎通を行うのは生活言語の運用であり、教科書や板書を読んだり先生の説明を聞いたり自分の考えを発表したりノートを取ったりするのは学習言語の運用になる。日常会話が何の問題もなくできる場合、授業を受けて学ぶことにも支障はないと判断されがちであり、実際に学校などでもそのように判断されることもあると言われている。ところが上で触れたように、「生活言語」の獲得よりも「学習言語」の獲得の方が時間がかかるということは、教室外では日本語で普通に意思疎通ができる子どもであっても教科書が読めない、読めても書かれていることが何を言わんとしているのかわからない、先生の話が音声としては聞き取れても具体的な説明や指示としてはよくわからない、といった学習における障害が生まれるおそれがあるのである。

「生活言語」の能力が充分ではないと判断された場合は日本語教育的支援を受けられる可能性がある。ただしこの種の支援も決して十分に手厚く行われているとは言えない。そもそも支援を受けられる方が恵まれているというのが現実的な状況である。また「生活言語」と「学習言語」の違い、「学習言語」の方が獲得に時間がかかるといったことなど学校や支援者側が知らないと、「生活言語」の発達に伴い支援が打ち切れ「学習言語」の能力が未発達のままになるおそれもある。さらに問題なのは、言語能力を測定する段階である程度「生活言語」ができ

る子どもは「日本語ができる」と見なされ、日本語支援不要と判断され学習支援を全く受けられなくなってしまう場合である。このようにして「生活言語はできるが学習言語には問題がある」子どもたちは、単に「勉強ができない子ども」として扱われ、場合によっては特別支援学級に入れられてしまうことも起こりうる。これは荒唐無稽な話ではなく、関係者や支援者の間では実際に生じている事実であると考えられている<sup>iv</sup>。この問題の解決に日本語教育は不可欠である。

### 2.3 日本以外の国における言語教育として

一方、日本国外を見れば多くの日本語学習者が存在する。外務省が2019年11月に発表した速報値によると384万人以上の方が日本語を学んでいる<sup>v</sup>。それらの人々が学ぶ目的や環境はさまざまであるが、筆者は日本国外で行われている日本語教育の大きな意味として「複言語主義・複文化主義」の理念を具現化していることを認めたい。「複言語主義・複文化主義」は国民国家の枠を超えた共同体を構築してそれを推し進めている欧州で謳われることが多い理念である。紙幅の限りがあるため本稿では「複言語主義・複文化主義」について細かく論じることは割愛するが、そこでいう「複」とは私たち一人ひとりのミクロな特性に焦点を当てているものであり、西山（2011）を参照した上で筆者の理解を簡単に言うと「私の中に複数の言語や文化が存在する」ということである。言語面だけを取り上げて説明を続けると、「複言語」状態には2種類あり、1つは「能力としての複言語」である。これは2つ以上の言語ができるという状態である。言語間でできる状態に差があっても構わない。もう1つは「価値としての複言語」である。これは「言語は1つのアイデンティティを表すものであり、どの言語もその点において等価値である」という考え方を土台としている。そこから、人が「複言語」状態にあるということはその人が「複数のアイデンティティ」を持っていることになる。「価値としての複言語」という理念が理解されているならば、その状態は他言語話者・他文化を背景とする人々に対する寛容さを下支えする。他言語や他文化を背景とする他者のアイデンティティと自言語・自文化を背景とする自身のアイデンティティとの間に優劣の差はなく、みな共に等しく価値があると考えることができるからである。

「複言語主義・複文化主義」を声高らかに謳うか否かに関わらず、言語教育には「複言語主義・複文化主義」を広める力がある。言わずもがなであるが、それは日本以外の諸外国における言語教育に限ったことではない。日本国内における外国語教育にも言えることなのである。少なくとも言語教育関係者はその認識を持って教育に従事すべきであろう。言語能力を測る指標として（のみ）言及される「CEFR」やそれに準拠した「Can-do Statements」も「能力としての複言語」状態だけを測る指標なのではない。「価値としての複言語」状態をより豊かに多様に達成するという目的のもと、その達成度を把握するために「能力としての複言語」状態を把握する必要があり、そのための「参照枠」として開発され提唱されているのである。「複言語主義・複文化主義」を理解せずに、単純な日本語力や英語力を測るためだけの使用は本来の使い方ではなく、時には能力至上主義的な取り組みにもつながり弊害すらもたらすものである。

便宜上「日本以外の国における言語教育として」というセクションで述べてきたが、この「複言語主義・複文化主義」の理念を広め、その理念を具体化していくということは日本国内の日本語教育においても欠かすことのできない大切な目標である。日本語教育が担う意味は大きい。

### 3 日本語教育の法制化

2019年に日本語教育をめぐる大きな動きがあった。2019年6月28日には「日本語教育の推進に関する法律」が定められ、ようやく国家の言語政策として日本語教育のあり方が法律によって定められた<sup>vi</sup>。いわゆる「日本語教育基本法」の制定である。日本語教育が言語政策という国家政策の枠組みの中に正式に位置づけられたのである。このことは逆にいうと、今まではそうではなかったということになり、図らずもそれは日本が言語政策の中で日本語教育を重視していなかったことの現れでもあると言えるが、時間がかかったとはいえ、法制化が行われたこと自体は望ましいことである。日本語教育に対する社会的要請が明示的になったからである。

### 4 日本語教育に対する社会的要請

このタイミングで日本語教育の法制化が行われた理由にはさまざまなものがあると思われる。本稿では触れていないが、少子高齢化社会、それに伴う就労人口の減少、税収の落ち込みなどへの対応として「移民政策」が議論されて久しい。歴代政権は決して「移民」を認めるとは発言していないが、留学生を増やす政策、海外から高度人材に来てもらうための取り組み、技能実習生制度、そして外国人の単純労働を認める在留資格「特定技能」の新設などは、実質的な移民政策と言ってよいであろう。そもそも「移民」とはどう定義されているのだろうか。国連広報センターHPを見ると、短い場合だと三ヶ月を超えれば一時的な移住状態とみなし移民と位置付けられるのである<sup>vii</sup>。その実質的な移民をすでに長年にわたって受け入れてきた結果、上の2節で挙げたような諸問題が社会に生じ、その問題解決のために日本語教育が必要とされているのである。日本語教育の法制化の動きからはそのような社会的要請を読み取ることができよう。

### 5 日本語教育副専攻課程の存在意義と今後の課題

#### 5.1 日本語教育副専攻課程の存在意義

ここまで述べてきたことから帰結されるように、そのような社会的要請に応えることが、琉球大学に限らず、すべての日本語教員養成課程には求められる<sup>viii</sup>。しかしそのことは日本語教員養成課程の修了者がすべて専門家としての日本語教員になるべきであるということではない。筆者はむしろ逆に考えている。もちろん日本語教育の専門家を養成していくことは日本語教育の再生産と持続的発展という点からは不可欠であるが、それだけでは専門家が専門の世界にだけ存在し、閉じた世界で日本語教育が展開し、その世界の外の人々は日本語教育に関われなくなる。これは教える側にも学ぶ側にも言えることである。日本語学校や専門学校、そして大学、そのような機関でしか日本語が学べないとしたら、日本語教育を受けられるかどうかは時間的・経済的余裕があるかないかに大きく左右されることになる。また地方においては自分が住んでいる自治体に日本語を学ぶ場がなく、遠くまで出かけていかなければ日本語を学ぶことができないという人たちもいる。保障教育としての日本語教育が、日本語のできる人とできない

人との格差を生み出し、分断を生じさせ、さらにはその分断を強化しかねないおそれすら有している。そのような状況を作り出すようでは、日本語教育はその社会的要請に充分に応えているとは言えない。

一方、日本語副専攻課程を修了した人たちが日本語教育の専門職にはつかず、民間企業に就職したり公務員になったり教員になったり学習塾の講師になったりしたらどうなるか。一見すると副専攻課程での専門的かつ実務的学びが社会に活かされていないように見えるかもしれないが、それは表層的な見方である。個人的にはむしろこちらの方が社会における日本語教育の潜在力はアップすると考える。なぜかという、社会のあちらこちらに日本語教育的素養を持っている非専門家が広く散らばって存在することになり、より広い範囲で必要に応じて日本語教育的な対応が可能になるからである。たとえば、役所の窓口に外国人が来た時、企業に外国人研修生が入ってきた時、自分の子どもの友達が外国にルーツを持つ子どもでその親が外国人だった時、等々の場合である。それらの人々に日本語を教えるかどうかは状況次第であるが、確実に言えることは、日本語教育副専攻課程での学びの経験があるかないかで、その人の行動に違いが出るということ、その行動の違いというのは、2.3節で述べたように複言語主義・複文化主義の理念を実践に移せるかどうかという違いである。異なる言語・異なる文化を持つ人々に対する寛容さ、一人ひとりが持つその素養が、真の意味でのグローバルな社会、多文化共生社会、異なるもの同士がお互いの差異に寛容でゆるやかに結びついた平和で融和な社会を作っていくのである。だからこそ筆者は副専攻課程で学んだ人たちが社会の多方面に広く存在していることが、実は日本語教育に対する社会的要請に応えることになるのだと主張するのである。

## 5.2 今後の課題

そのような社会的要請にさらに対応していくために、琉球大学における日本語教育副専攻課程の課題を2点挙げる。まずカリキュラムの改善である。現在、日本語教育副専攻課程は国際教育センターの専任教員が開講する必修科目の授業を核として構成されている。必修科目2科目だけは日本語教育の射程の広さゆえに5人の教員で分担して授業を行なっているが、それ以外の必修7科目と選択必修2科目は3人の教員で担当している。選択科目は人文社会学部等が開講する授業でありその内容も豊富で選択肢も多いのであるが、それでも決して充分というわけではない。ますます多様化し複雑化する社会とその社会における日本語教員の役割を考えると、教育学系の科目や社会科学系の科目も選択科目として履修した方がよいと思われる。今後は関係学部から選択科目として授業提供をうけられるよう動いていく必要がある。

2つ目は日本語教育副専攻課程を修了した人がより専門的に学ぶことができる大学院教育課程の充実である。現在琉球大学の大学院には筆者をはじめ日本語教育を研究教育の領域とする教員が複数所属しているが日本語教育を体系的に研究できる体制にはなっていない。各人が個別に研究指導を行なっているのが実情である。現時点ですぐに大学院における日本語教員養成課程を作ることは難しいであろうが、専門的な資質を持つ日本語教員の体系的な養成も琉球大学において行なうべきであろう。学部レベルの副専攻課程と大学院レベルの専門課程とが連続することで、地域貢献を目指す琉球大学の、日本語教育分野でのさらなる貢献が可能になるのである。

## 注

- i 法務省HP< [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00003.html)>  
(2020.9.23リンク確認)
- ii 文科省HP「帰国・外国人児童生徒教育情報」  
< [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)> (2020.9.23リンク確認)
- iii 文科省HP「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」  
<[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/004/1415154\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00003.htm)> (2020.9.23リンク確認)
- iv 外務省HP「海外における日本語教育の現状と主な日本語教育の取組」  
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000544472.pdf>> (2020.9.23リンク確認)
- v 朝日新聞「特別支援学級在籍率、外国人の子が日本人の倍 民間調査」  
<<https://digital.asahi.com/articles/ASL4T43HKL4TUHBI01G.html>> (2018. 6. 24配信)  
毎日新聞「外国籍は通常の2倍 特別支援学級在籍率 日本語できず知的障害と判断か」  
<<https://mainichi.jp/articles/20190831/k00/00m/040/156000c>> (2019. 8. 31配信)
- vi 文化庁HP「日本語教育の推進に関する法律について」  
<[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/other/suishin\\_houritsu/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html)> (2020.9.23リンク確認)
- vii 国際連合広報センターHP  
<[https://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/22174/](https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/22174/)> (2020. 9. 23リンク確認)
- viii かつては大学における日本語教員養成には主専攻課程と副専攻課程との2種類があり、必修単位数や選択単位数などの違いがあった。現在はその区別はなくなっているが、慣習的に主専攻・副専攻ということばが今も用いられている。琉球大学においてもそうである。

## 参考文献

- 名嶋義直編『民主的シティズンシップの育て方』ひつじ書房、2019年。  
 西山教行「講演会記録 外国語教育と複言語主義」、2011年、  
 < [https://noriyukinishiyama.com/wp-content/uploads/2019/10/2011\\_conf\\_Kanazawa-1.pdf](https://noriyukinishiyama.com/wp-content/uploads/2019/10/2011_conf_Kanazawa-1.pdf) >  
 (2020. 9. 24リンク確認)